

平成27年3月17日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社 西村

兵庫県神戸市中央区北長狭通5-2-19

2 指名停止期間 自 平成27年 3月18日

至 平成27年 4月17日 (1ヵ月間)

3 指名停止の理由

株式会社西村は、平成26年11月20日付けで関東森林管理局磐城森林管理署と契約した「平成26年度小川山地区保安林改良事業」において、事業区域外(129林班ほ小班)のスギ生立木22本、材積4.69m³を誤って伐採した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日59林野経第156号)別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当 : 行政専門員